

公立大学法人神戸市外国語大学学術研究推進部会規程

2008年4月1日

規程第23号

(設置)

第1条 神戸市外国語大学教育研究評議会規程第8条第1項の規定に基づき学術研究推進部会（以下「部会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 部会は次の事項を審議する。

- (1) 国内外の大学，研究機関等との研究協力・連携の推進
- (2) 外部資金導入の推進
- (3) 研究倫理指針の運用に関する事項及び研究倫理教育の実施に関する事項
- (4) その他，学術研究の推進に関する事項

(組織)

第3条 部会は，次の委員で組織する。但し，委員の総数は10名以内とする。

- (1) 学長が指名する専任教員
 - (2) 研究所グループ課長
- 2 委員の任期は，1年とし，再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(部会長)

第4条 部会に部会長を置き，学長が指名した委員を充てる。

- 2 部会長は，部会を召集し，その議長となる。
- 3 部会長に事故があるときは，あらかじめ部会長が指名した委員が，その職務を代行する。

(議事)

第5条 部会は，委員の過半数の出席により成立する。

- 2 議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 部会長は，必要があるときは，委員以外の者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は，研究所グループにおいて行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか，部会の運営に関し必要な事項は，部会が定める。

附 則

この規程は，2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。